

緑の風 FAX版

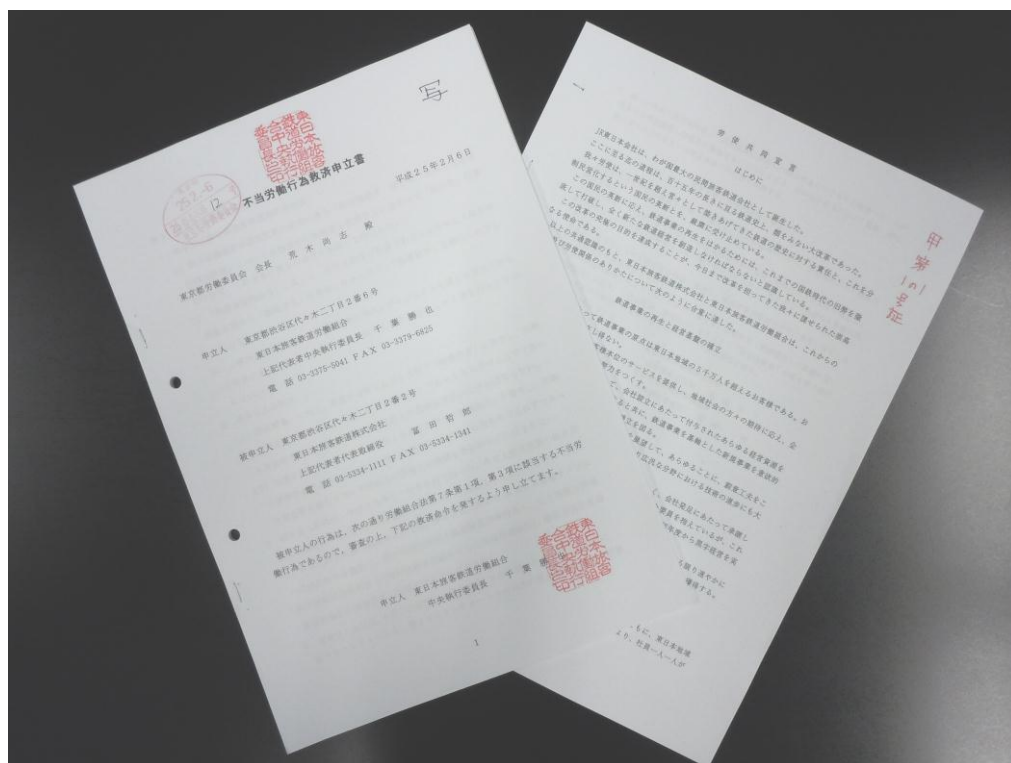
NO. 31

2013年2月6日

JR東労組
本部情宣部

東京支社による「組合色」の不当労働行為を許すな！

東京都労働委員会へ
不当労働行為救済申立を行い受理！



本日、東京都労働委員会
に不当労働行為救済申立
を行い受理されました。

この申立は東京支社で
発覚した指導担当・指導操
縦者の選任の際に、「組合
色」という項目の調査を行
い、組合役員に不利益を与
えたことに対する救済を
求めたものです。

そもそも、組合への関わり度を調査することは、プライバシーの侵害であり、「組合色」調査によって人事運用を行うこと自体不当労働行為であり許されるものではありません！

また、議事録未締結事件（2012年11月30日申立）に次ぐ今回の申立に勝利し、会社による強権的な社員管理を許さない闘いを構築しよう！

安全第一で風通しの良い職場を創るため会社による
異常な職場管理・不当労働行為を許さないぞ！